

総 会 議 事 録

1. 開催日時 平成28年3月17日(木) 午前9時30分

2. 開催場所 瀬戸内市役所 2階大会議室

3. 農業委員 27名中23名出席し、その氏名は次のとおり

1番 國岡道夫	2番 太田修	3番 松本英樹
4番 尾上昭則	5番 小西勝正	6番 高原敏正
8番 大森一廣	9番 片岡一矢	10番 木下泉
11番 宇津木利正	12番 太田一己	13番 川野実重
14番 河崎繁	15番 雪上勲	16番 古澤直通
17番 高原峯夫	18番 大森茂利	19番 藤澤美芳
20番 長船裕一	21番 永守修一	22番 久山英之
23番 上村善亮	24番 石黒五月	

欠席委員

7番 大河原誠

25番 大内美智子

26番 原野健一

27番 石原芳高

4. 議事に参与した者

事務局長 日並 洋一郎

事務局 河原 克仁

事務局 心光 浩太

5. 議事内容

報告事項 農地法許可に係る専決処分について

第1号議案 農地法第3条許可申請について

第2号議案 農地法第4条許可申請について

第3号議案 農地法第5条許可申請について

第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用権設定・利用権移転)

その他

- 事務局 開会を宣言する（午前9時30分）
定刻になりましたのでただ今から平成27年度瀬戸内市農業委員会、第12回の総会を始めさせていただきます。まず、はじめに木下会長よりごあいさつを申し上げます。
- 議長(会長) おはようございます。本日は平成27年度の最後の農業委員会ということで、皆様大変お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。本日もよろしく申し上げます。簡単ではありますが挨拶に代えさせていただきます。
- 事務局 長 ただいま出席委員数は定数27名のうち23名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立していることをご報告いたします。なお、7番・大河原委員、25番・大内委員、26番・原野委員、27番・石原委員からは欠席の届出が出ていることを申し添えます。以降の議事の進行につきましては木下会長よろしく申し上げます。
- 議長 それでは本日の議事録署名委員さんを指名させていただきます。本日の署名委員さんに9番・片岡委員さん、11番・宇津木委員さん、よろしく願致します。
- 事務局 それでは、早速議題の方に入らせて頂きます。最初に、報告事項、農地法許可に係る専決処分について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 それでは本日の議案の説明に入らせて頂きます。座って説明させていただきます。
- 議長 1頁目の農地転用許可に係る専決処分についてです。平成27年度瀬戸内市農業委員会第11回総会で農地転用許可相当と議決されました株式会社ナフコ外3件について、岡山県農業会議に諮問いたしましたところ、1番から3番につきましては平成28年2月29日付け、4番につきましては平成28年3月8日付けで許可が適当であるとの意見答申がありましたので、農業委員会会長専決規程第2条第1号の規定により、許可の決定及び指令書の交付を専決処分致しましたので、ご報告したものでございます。
- 議長 はい、ありがとうございました。ただ今の報告事項につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
- 議長 それでは、ご意見がないようですので、この件につきましては、以上報告承認とさせていただきます。
- 議長 それでは続きまして第1号議案、農地法第3条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

それでは議案資料2頁目をご覧ください。農地法第3条許可申請についてでございます。それでは1番案件です。

【1番案件】

譲受人「牛窓町鹿忍■■■番地 ■■ ■歳 ■■」。譲渡人「牛窓町鹿忍■■■番地 ■■ ■歳 ■■」。農地の所在地「牛窓町鹿忍■■■」。登記地目は「田」、現況地目は「畑」。面積は2,276㎡。譲受人の農地までの距離は900m。耕作面積は46,605㎡です。家族数、耕作者数は2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお所有権移転するもので10aあたり■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行なう必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を越えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人「■■」さんが畑として耕作しており、譲受人の「■■」さんは譲受後も同様に畑として耕作を行なうことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の■■委員さんとで現地調査を行ない、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【2番案件】

譲受人「邑久町北島■■■番地 ■■ ■歳 ■■」。譲渡人「邑久町北島■■■番地 ■■ ■歳 ■■」。農地の所在地「邑久町北島■■■」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,185㎡。譲受人の農地までの距離は100m。耕作面積は10,216㎡。家族数は5名、耕作者数は2名。借人の取得理由は「増反」によるもの。譲渡理由は

「相手方の要望」によるもの。なお所有権移転するもので10aあたり■■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■」は、経営農地を全て適切に耕作、管理するに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行なう必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を越えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人「■■■」さんが田として耕作しており、譲受人の「■■■」さんは借受後も同様に田として耕作を行なうことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の■■■委員さんとで現地調査を行ない、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

【3番案件】

譲受人「邑久町本庄■■■番地 ■■■ ■歳 ■■■」。譲渡人「邑久町尻海■■■番地 ■■■ ■歳 ■■■」。農地の所在地「邑久町尻海■■■」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は211㎡。譲受人の農地までの距離は800m。耕作面積は23,934㎡。家族数は3名、耕作者数は2名。借人の取得理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるもの。なお所有権移転するもので10aあたり■■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■」は、経営農地を全て適切に耕作、管理するに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲渡人は農作業を行なう必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲渡人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を越えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人「■■」さんが田として耕作しており、譲受人の「■■」さんは借受後も同様に田として耕作を行なうことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の■■委員さんとで現地調査を行ない、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【4番案件】

譲受人「長船町服部■■■番地 ■■ ■歳 ■■」。譲渡人「長船町土師■■■番地 ■■ ■歳 ■■」。農地の所在地「長船町土師■■■」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,943 m²。農地の所在地「長船町土師■■■」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,450 m²。譲受人の農地までの距離は800m。耕作面積は17,297.3 m²。家族数、耕作者数は2名。借人の取得理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるもの。なお所有権移転するもので10aあたり■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■」は、経営農地を全て適切に耕作、管理するに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行なう必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲渡人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を越えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人「■■」さんが田として耕作しており、譲受人の「■■」さんは借受後も同様に田として耕作を行なうことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

なお、事務局と担当委員の■■委員さんとで現地調査を行ない、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたと思います。まず1番案件の担当委員さん■番・■■委員さんお願いします。

■ 番 委 員 1番案件ですが、現在も譲受人の■■さんが耕作されていまして、譲渡人の■■さんは今後耕作する予定がないので買って欲しくないかということでお話をしたようです。特に問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。続きまして2番案件の担当委員さん■番・■■委員さんよろしくお願いします。

■ 番 委 員 ■番・■■です。2番案件につきましては両名とも北島仁生田でございます。田んぼも仁生田でございます。隣地ということで売買が成立しております。よろしくお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。続きまして3番案件の担当委員さん■番・■■委員さんよろしくお願いします。

■ 番 委 員 ■番・■■です。3番案件につきましては尻海とありますが大土井です。■■さんは2畝ほどと隣で5畝ほど、あとで挙がってくると思いますがブドウを作られるそうです。別に問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。最後の4番案件の担当委員さん■番・■■委員さんよろしくお願いします。

■ 番 委 員 ■番・■■です。4番案件ですが、■■さんと■■さんの間で話が進んだようです。■■さんは高齢でお子さんも出られて帰ってくる予定もないということでまとまったそうです。よろしくお願いします。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは担当委員さんのご意見終わりました。何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

議 長 ご意見ないので、採決に入らせていただきます。
ただ今の第1号議案農地法第3条許可申請について、1番から4番まで許可に賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。
それでは、続きまして第2号議案、農地法第4条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは議案資料2頁目下段から説明させていただきます。農地法第4条許可申請についてです。

【1番案件】

それでは1番案件に参ります。申請人「牛窓町牛窓■■■番地 ■■■■■」。土地の所在地は「牛窓町牛窓■■■」。地目は「畑」。面積は195 m²。転用目的は「露天駐車場」。施設の概要は「駐車場195.00 m²」。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は普通畑となっております。資金は、自己資金が■■■万円です。隣地の被害はありません。なお転用申請するもので、農用地区域外農地です。場所につきましては資料8ページを御覧ください。牛窓神社から西へ約500mのところのところに位置しております。

議 長 はい、ありがとうございます。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。1番案件の担当委員さん■番・■■委員さんをお願いします。

■ 番 委 員 ■ 番・■■です。この案件については、■■さん所有の土地195 m²を駐車場にしたいということであります。ここの南側には幅6メートルの道路が東西に通っておりまして、東、西、北のほとんどが墓地になっております。資料の8ページをご覧ください。南側が畑になっていますが、実際には南側が道路になっています。この道路によって出入りできるようになります。隣地の承諾もうかがえているので特に問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。

事 務 局 この地目についてですが、地目変更を行っていないため、実際は道路のところの地目が畑になっております。

議 長 はい、ありがとうございました。何かご意見、ご質問がありましたらをお願いします。

(意見なし)

議 長 ご意見ないようですので、採決に入らせていただきます。ただ今の第2号議案農地法第4条許可申請について、許可に賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。それでは、続きまして第3号議案、農地法第5条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは第2号議案、農地法第5条許可申請についてご説明いたします。3頁目をご覧ください。

【1番案件】

それでは1番案件に参ります。譲受人「神奈川県茅ヶ崎市浜之郷860番地8 東洋技研工業株式会社 代表取締役 大森 利子」。譲渡人「岡山市北区大供■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「邑久町山田庄■■」。地目は「畑」。面積は280 m²。転用目的は「露天駐車場」。施設の概要は「駐車場280.00 m²」。農地区分は第2種農地

で10aあたりの収量は普通畑となっております。資金は、自己資金が■■万円です。隣地の被害はありません。なお所有権移転するもので10aあたり■■となっております。また、農用地区域外農地です。場所につきましては資料9ページを御覧ください。邑久小学校から北へ約250mのところのところに位置しております。

【2番案件】

2番案件に参ります。借人「牛窓町鹿忍■■■番地 ■■ ■■」。貸人「邑久町大富■■■番地 ■■ ■■」。土地の所在地は「邑久町大富■■■」。地目は「田」。面積は434㎡。転用目的は「一般住宅」。施設の概要は「住居 1棟 102.39㎡」。建坪率は23.59%。農地区分は第1種農地で10aあたりの収量は米420kgとなっております。資金は、自己資金■■万円、借入金が■■万円です。隣地の被害はありません。なお使用貸借権設定するもので10aあたり■■となっております。また、農用地区域外農地です。場所につきましては資料10ページを御覧ください。JR大富駅から東へ約600mのところのところに位置しております。

【3番案件】

3番案件に参ります。譲受人「邑久町上山田■■■番地 ■■ ■■」。譲渡人「岡山市中区桑野■■■番地 ■■ ■■」。土地の所在地は「邑久町上山田■■■」。地目は「畑」。面積は238㎡。転用目的は「露天駐車場」。施設の概要は「駐車場 238㎡」。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は普通畑となっております。資金は、自己資金■■万円です。隣地の被害はありません。なお所有権移転するもので10aあたり■■となっております。また、農用地区域外農地です。場所につきましては資料11ページを御覧ください。上山田八幡宮から北西へ約500mのところのところに位置しております。事務局からは以上です。

議 長 はい、それでは続きまして、担当委員さんのご意見をお願いしたいと思います。まず1番案件の担当委員さん、■番・■■委員さん、お願いいたします。

事 務 局 ■■委員さんが欠席ということで事務局から1番案件について説明します。申請地は以前より農地として利用している部分は一部のみであり、大部分は農地として利活用できないという状況でした。今回、隣接宅地で駐車スペースが必要となったため転用申請するというものです。隣地承諾、排水同意等、各関係者の同意も得られており、特に問題ないということで確認しております。よろしくご審議のほどお願いします。

- 議 長 はい、ありがとうございました。それでは続きまして2番案件の担当委員さん、■番・■■委員さん、お願いいたします。
- 番 委 員 ■番・■■です。2番案件ですが、■■さんは■■さんの長男です。この方が大富の方へ家を建てたいということです。田んぼ自体は665㎡ですが、残りの231㎡は地上げをして畑として活用されるそうです。よろしくをお願いします。
- 議 長 はい、ありがとうございました。続きまして3番案件の担当委員さん、■■委員さんよろしくをお願いします。
- 番 委 員 ■番、■■です。この案件は■■さんの隣地に当たる畑ですが、■■さんが■■の方におられまして、20年近く農業されていないということで荒れています。それを■■さんが隣地なので露天駐車場として使いたいということです。それで譲渡が決まったそうです。問題ありませんのでよろしくをお願いします。
- 議 長 はい、ありがとうございました。ただいまの第3号議案につきまして1番から3番まで何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。
(意見なし)
- 議 長 はい、ご意見ないようですので、採決に入らせて頂きます。
第3号議案、農地法第5条許可申請について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)
はい、全員賛成ということで、許可を決定いたします。続きまして第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用権設定、利用権移転)ということで、事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 それでは第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてご説明いたします。資料4ページから7ページをご覧ください。
【第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画を議案書をもとに朗読】
- 議 長 はい、ただ今の第4号議案につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
(意見なし)
- 議 長 ご意見ないようですので、第4号議案につきましては、以上、報告承認とさせていただきます。
それでは最後のその他の項目に入らせて頂きます。事務局の方をお願いします。

事務局 次回の農業委員会の総会のご案内をさせていただきます。今回は、4月14日木曜日の午9時30分から、瀬戸内市役所3階の委員会室にて開催の予定といたしております。また、今後の予定を申し上げますと、5月17日火曜日に開催予定です。事務局からは以上です。

議長 それではご意見もないようですので、これをもちまして、平成27年度最後の総会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

(午前9時55分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

平成28年3月17日

議長

署名委員

署名委員